

「新たな評価」制度×私学経営



私立学校の役割を踏まえた教育の質保証と評価に向け 私立大学の教育力向上と経営・財政の安定化

日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所主幹
学校法人就実学園理事長

西井 泰彦

にしいやすひこ ●1973年日本私学振興財団(現・日本私立学校振興・共済事業団)に入職。京都学園(現・永守学園)理事長等を経て、2015年より私学高等教育研究所主幹、2016年より就実学園理事長。

—— 質保証や認証評価のこれまでの変遷は？

これまでの日本の認証評価は、アメリカ型の国から独立した第三者機関による相互評価が基本でした。「新たな評価」制度は、評価の視点や大学への措置などに国の意向が色濃く反映されており、実質的に国が主導するイギリス型や韓国型に近づいています。自主的で多様な学生に対する特色ある教育を実施している私立学校を画一的な国の評価基準で優劣をつける「新たな評価」制度は、私立大学の教育や運営に大きな影響を与えます。

質保証政策を振り返ると、大きな節目は1991年の大学設置基準の大綱化です。大学や学部を比較的自由に設置できるようになった一方で、その質の改善が各大学に求められました。しかし、自己点検・評価が十分に機能したとは言い難く、2004年度には第三者による認証評価制度が導入されました。その後、新設大学等に対する設置計画の履行状況等調査(AC)の実施、私学助成の傾斜配分、経営指導・支援などを通じて、質保証の推進と、定員未充足校や経営困難校などの改善指導のしきりが強化されてきました。ただし、設置認可申請に対する審査は構想や計画の段階の審査であり、ACも計画の実施状況の確認にとどまっています。開設後は学校教育法第15条*に基づく是正や閉鎖などを国が命令する権限はありますが、法令違反等がある場合に限られます。このため、教育や経営に課題がある大学に対して国が措置できることは限られています。

—— 私学経営の面から見た現状の認証評価の課題は？

課題の一つは評価の信頼性です。評価を受けた大学で「不適合」は非常に少なく、殆んどが「適合」です。適合となっても、その後に募集停止となる大学や短大もあります。定員の充足状況や財政状況の評価が難しく、法人経営の持続性までは確認できないためです。財務やガバナンスの確認は、高校以下の学校部門を設置している法人であっても大学部門が中心で、組織全体にまで目が届きません。

第二に、点検・評価が改善につながりにくい点です。いったん「適合」と評価されれば、提起された改善課題への対応が十分でなくても運営は継続できます。「保留」または「不適合」となっても、対症療法的な改善や大学の名称変更などで対処できました。

第三に、評価結果に対する社会の認知度が低いことも課題です。評価結果の公表義務化によって、社会からの批判を受け止めて各大学が改善に動くことを国は期待してきました。情報公開を通じて、課題のある大学への社会的な選別と淘汰も想定されていました。しかし、現状では認証評価制度そのものの認知が低く、社会が大学を監視するための材料としても活用されていません。

以上のような評価制度の問題点を受けて、国は認証評価制度を大きく見直し、補助金との結び付きを強化しようとしています。これまでの認証評価では補助金配分への反映は慎重でした。新制度ではその前提が変更されます。修学支援新制度に影響が及ぶ可能性もあります。この支援制度に依存している私立大学では重く受け止め

る必要があります。特に注意すべきことは、新制度では評価結果が「要是正」の大学は、改善の見通しが立たない場合に、学校教育法第15条の適用も含めて厳格に対応する方針が示されていることです。経営面で適正を欠く場合には、理事および評議員の役員等の解任の勧告も可能です(私立学校法133条)。教学と経営に国が関与できる枠組みが整備されることを私学としても認識すべきです。

—— 学部単位の質保証が求められることの影響は？

学部自治が強い大規模な総合大学では、課題のある学部が可視化され、学内改革を進める材料になりますが、学部間の競争や対立を強めることにもなります。特定学部の低評価や補助金削減などで、大学全体の印象が左右される恐れもあります。ただし、受験生にとっては学部間の優劣は学部選択への影響は少ないでしょう。いずれにせよ、特定学部だけの問題ではなく、大学全体のマネジメントが問われます。学部評価に関しては学生の満足度が注目されていますが、教員全体の教育力を向上させることがさらに大切です。このため、教員の人事考課や研修の必要性が増します。

—— 「新たな評価」時代に、中小私大が生き残るには？

進学率が50%を超えるユニバーサル段階の高等教育においては、多様な学生を受け入れてその能力を底上げる役割を私立大学が担っています。中小規模大学においてはST比が低く、大規模大学より丁寧な教育指導が可能です。私立学校では単に知識や技術を教えるだけでなく、人間社会を有為に生きていくために必要な資質の形成、例えば、自主自立精神の確立、人間性や徳性の涵養、宗教的情操や価値観の形成、実学志向や社会への貢献意識の育成などの「建学の理念」に基づく全人的な教育活動を展開しています。これらが備わってこそ教育の質の保証となります。

私学教育では個々の教職員の教師力や職員力を高めて学生の成長の「伸びしろ」を広げることが最重要です。学生の知識や学力の習熟度で大学や学部を一律に評価するのではなく、私立大学や学部の存在意義と役割を踏まえた評価が期待されます。江戸時代の寺子屋や明治期からの初等中等教育が国民の勤勉性と基礎学力を育み、その後の近代化のベースとなりました。少子化が進行する現在の日本社会においても、私立大学は大多数の学生を次の時代を支える社会人に成長させる役割を担っています。

ハイレベルの科学技術教育や理数系教育が求められていますが、社会人としての基礎力や時代変化への適応力を備えた人材を養成することで社会の知的基盤は強化されます。私立大学は今こそ社会的な存在意義を再確認して、私学教育の質を一層高める取り組みを推進しなければなりません。また、教育力の向上という視点を念頭に置きながら、適確な経営体制と財政運営が伴うことが不可欠です。私学の強みを伸ばして弱みを補うための前向きな経営判断が必要になるでしょう。「新たな評価」制度を自学の役割と課題を検証する機会にすることを願います。

*公立・私立の大学や高等専門学校が設備、授業等について法令に違反している場合に国が勧告できる規定。改善されない場合は変更命令、組織の廃止命令まで可能